

## 臨時ごみ等の見直しについて（素案）

### 1 見直しを行う理由

現在、本市の可燃ごみは、家庭系ごみを名越クリーンセンターへ、事業系ごみを今泉クリーンセンターへそれぞれ搬入しています。令和7年1月中に名越クリーンセンターの焼却を停止する予定であり、従来二つの施設に分散して搬入していたものを、今後、一つの施設に集中させるため、車両搬入台数の増加に伴う周辺環境の負荷を抑制することが課題となります。

令和3年度の車両搬入台数は、名越クリーンセンターが30,917台、今泉クリーンセンターが23,060台であります。一つの施設に可燃ごみが集中する令和7年度は、約50,000台と推計しています。その中で多くを占めているのは、市民持込ごみで約21,000台と推計しています。

市民の持込ごみは、一辺の長さがおおむね50cm以上の粗大ごみと引越しや片付けなど臨時的に大量に出る臨時ごみです。

#### 令和7年度臨時及び粗大ごみに係る車両台数（推計）

	持込	収集	合計
臨時・粗大（混合）	9,444台	1,161台	10,605台
粗大ごみ	9,659台	2,638台	12,297台
臨時ごみ（単独）	2,361台	290台	2,651台
火災ごみ等	28台	0台	28台
合計	<u>21,492台</u>	4,089台	25,581台

今後、車両台数の削減や収集体制の効率化のため、また、一つの施設に搬入を集中させることに伴い、現状の粗大ごみ及び臨時ごみの処理スペースを確保することが困難となることから、臨時ごみについては支障のあるケースを除きクリーンステーションにおいて収集を行い、粗大ごみについても同様に支障のあるケースを除き各戸を訪問して収集（戸別収集）する体制に見直しを行います。

さらに、逗子市等で焼却することに伴い、分別の整合を図るため、ごみの形状等を考慮して粗大ごみの基準について見直しを行います。

### 2 臨時ごみ等の種類（現行）

臨時ごみ等には臨時ごみと粗大ごみがあり、出し方には、市に収集を依頼する場合とクリーンセンターに持込む場合があります。

#### (1) 臨時ごみ

ア 引越しや片付けなど、臨時的に大量にでるごみ（45ℓ相当の透明・半透明の袋で5袋を超える場合）

イ 棒状で長さ1mかつ直径・幅3cm以上のもの、板状で長さ50cm以上のもの

ウ ガスボンベ（中身入り）・除湿器（フロンガス入り）等

## (2) 粗大ごみ

- ア 1辺の長さがおおむね 50 cm以上の一般廃棄物 (粗大ごみ)
- イ 1辺の長さが 1 m以上の一般廃棄物で次に掲げるもの (大型粗大ごみ)
  - ・タンス、ベッド、椅子、テーブルなどの 8 品目

## 3 臨時ごみ等の見直し内容

### (1) 基本的な考え方

- ・現行臨時ごみのうち、クリーンステーションに出せるものは、クリーンステーション収集とする。  
粗大ごみは各戸を訪問して収集する。(予約制)
- ・現行臨時ごみのうち、クリーンステーションに出せないものは、新たに粗大ごみの品目を設け、粗大ごみとして排出できるようにする。(予約制)
- ・配慮すべき個別の事情がある場合については、収集、持込の特例を設ける。(予約制)

#### ア 臨時ごみ (引越し等)

##### 原則クリーンステーション収集に変更

ごみの性状によって次の収集方法に振り分けてもらうことにします。

- ① クリーンステーションへの排出 (燃やすごみ、燃えないごみ、資源物等)
- ② 粗大ごみとして収集



①及び②で対応できない場合については特例措置を設けます。

#### (ア) 特例措置

##### ・条例への位置付

条例に特例措置を規定し、個別事情のある場合は従来の臨時ごみと同様に持込又は収集を可能にします。

また、引越ごみの中には粗大ごみも含まれる場合が多いことから、一緒に排出することができるよう特例措置として、粗大ごみの持込も可能にします。

特例措置の対象となる個別事情には、次のような事案が考えられます。

##### 【持込】

- a 単身者死亡による片付けごみや夜間仕事をしている人等は持ち込みを認めます (クリーンステーションに排出できない場合)
- b 緊急的に多量のごみを処理しなければならない引越ごみ
  - \* ①及び②のほか許可業者による代行収集 (私費) を案内します。

##### 【収集】

- c ふれあい収集に該当しないが排出困難の状況となった高齢者等のごみは収集します。(クリーンステーションへの排出や持込ができない場合)

## (イ) 処理手数料

### ・持込の特例の場合

#### 【臨時ごみ】(a 及び b の場合)

重量に応じた手数料から、クリーンステーションに排出する場合と同じ手数料に変更

現行の臨時ごみの持込の手数料は、「100 kg以下は 500 円。100 kgを超える部分については 10 kgにつき 200 円を加算」と条例に規定しています。

個別事情による持込の手数料は、本来はクリーンステーションへ排出していただくものを特例的に持込とするため、クリーンステーションへ排出する場合と同様の分別及び該当する手数料にします。

- ⇒ ・燃やすごみ及び燃えないごみ 指定収集袋  
・資源物 クリーンステーションに出す形態と同様 (無料)

#### 【粗大ごみ】(b の場合)

##### 持込の手数料を収集の手数料と同額に変更

緊急的な引越ごみについては、燃やすごみと粗大ごみを合わせて持参する機会が多いことから、粗大ごみの持込も特例措置とします。この場合の持込の手数料は、現行の粗大ごみと同様とします。

(粗大ごみ 600 円・大型粗大ごみ 1,200 円)

### ・収集の特例の場合 (c の場合)

容積に応じた手数料からクリーンステーションに排出する場合と同じ手数料に変更

現行の臨時ごみの収集の手数料は、「0.1 m<sup>3</sup>以下 : 0.05 m<sup>3</sup>につき 210 円、0.1 m<sup>3</sup>超から 0.5 m<sup>3</sup>以下 : 0.1 m<sup>3</sup>につき 420 円、0.5 m<sup>3</sup>超 : 0.5 m<sup>3</sup>につき 2,100 円」と条例に規定しています。

個別事情による収集の手数料は、特段の事情によりクリーンステーションへの排出及び持込が困難であることを考慮して、クリーンステーションへの排出する場合と同様の分別及び該当する手数料にします。

## イ 臨時ごみ (棒状で長さ 1 m 以上等の形状によるもの) 新たに粗大ごみの区分を設定

現在、形状が棒状や板状によるごみは、臨時ごみとして扱っていますが、その形状から、クリーンステーションに排出してパッカー車で収集するのが困難な品目であるため、全て粗大ごみとして各戸を訪問して収集 (戸別収集) することにします。

### (ア) 粗大ごみの定義

新たな粗大ごみの品目として「棒状・板状等粗大ごみ」を新設します。定義は新たに条例に位置付けます。

定義については、現行の基準である「棒状で長さ 1 m かつ直径・幅 3 cm 以上の

もの、板状で長さ 50 cm 以上のもの」を逗子市等の分別と整合させるため、「直径・幅 3 cm 以上のもの」を削除し、「棒状で材質が木製のものは長さ 50 cm 以上」を追加します。具体的な品目については、条例に別紙「棒状・板状等粗大ごみとして扱うこととする品目」を位置付けます。

- ⇒ ・棒状で長さ 1 m 以上（木製のものは長さ 50 cm 以上）  
・板状で長さ 50 cm 以上のもの

#### (イ) 処理手数料（棒状・板状等粗大ごみ）

手数料は、新たに粗大ごみになる品目の形状が棒状のもの等が中心であり、現行の粗大ごみよりボリュームがないため、現行の「粗大ごみ」600 円の半額である 300 円とします。また、使用形態から同様のものが、複数本排出されることも考慮して、3 個まで 1 点として取り扱うことにします。

ただし、新たに対象となる「棒状で材質が木製の長さ 50 cm 以上 1 m 未満のもの」は、現状、燃やすごみとして排出していることを考慮して、現行と同様に指定収集袋を巻き付けて対応することにします。

### ウ 臨時ごみ（ガスボンベ（中身入り）、除湿器（フロンガス入り）等） 新たに粗大ごみの区分を設定

現在、ガスボンベ（中身入り）、除湿器（フロンガス入り）等は、クリーンステーション収集では危険が伴うため臨時ごみとして取り扱っていますが、今後もクリーンステーション収集ではなく「棒状・板状等粗大ごみ」として各戸を訪問して収集（戸別収集）することにします。

#### (ア) 粗大ごみの定義

定義については、棒状・板状等粗大ごみの中に、「排出するに当たり危険を有する一般廃棄物」を加えて、条例に別紙「棒状・板状等粗大ごみとして扱うこととする品目」を位置付けます。

#### (イ) 処理手数料

「棒状・板状等粗大ごみ」として 300 円とし、使用形態から同様のものが、複数本排出されることも考慮して、3 個まで 1 点として取り扱うことにします。

## 4 臨時ごみ等の見直しの適用開始時期

令和 6 年（2024 年）10 月 1 日から適用開始する予定です。

粗大・臨時ごみの見直し

	現在		改正案	
	排出方法	手数料区分	排出方法	手数料区分
<b>臨時ごみ</b>				
CSに出せる品目	予約制持ち込み（CS排出上限の5袋を超える場合）	100kg以下は、500円 100kgを超える部分については、10kgにつき200円を加算	CS収集（分割して排出）	現行規定により指定収集袋で排出 40ℓ80円・20ℓ40円・10ℓ20円・5ℓ10円
	予約制戸別収集	0.1㎡以下 0.05㎡につき210円 0.1㎡超～0.5㎡以下 0.1㎡につき420円 0.5㎡超 0.5㎡につき2,100円		
<b>出せないもの</b>				
品目	棒状のもの（長さ1m以上） 板状のもの（長さ50cm以上）	100kg以下は、500円 100kgを超える部分については、10kgにつき200円を加算	棒状・板状等粗大ごみとして予約制戸別収集	1個につき300円（手数料の新区分を設定） 3個まで1点扱いとする
	棒状で長さ50cm～1m未満（木製）	クリーンステーションへ排出（燃やすごみ）	指定収集袋で排出 40ℓ80円・20ℓ40円・10ℓ20円・5ℓ10円	変更なし *ただし、棒状・板状等粗大ごみのみで指定収集袋を使用
	棒状で長さ50cm～1m未満（木製以外）	クリーンステーションへ排出（燃えないごみ・製品プラなど）	燃えないごみ 指定収集袋 資源物 無料	変更なし
	ガスボンベ（中身入り）・除湿器（フロンガス入り）等	予約制持ち込み	100kg以下は、500円 100kgを超える部分については、10kgにつき200円を加算	棒状・板状等粗大ごみとして予約制戸別収集
個別事情	ふれあい収集に該当しない高齢者等でCS排出が困難となった場合	予約制戸別収集	0.1㎡以下 0.05㎡につき210円 0.1㎡超～0.5㎡以下 0.1㎡につき420円 0.5㎡超 0.5㎡につき2,100円	予約制戸別収集 燃やすごみ：指定収集袋で排出 燃えないごみ：指定収集袋で排出 資源物：無料 粗大ごみ：1個につき600円 大型粗大ごみ：1個につき1,200円 棒状・板状等粗大ごみ：1個につき300円（3個まで1点扱い）
	排出者の死亡・急な引っ越し等	予約制持ち込み	100kg以下は、500円 100kgを超える部分については、10kgにつき200円を加算	予約制持ち込み 燃やすごみ：指定収集袋で排出 燃えないごみ：指定収集袋で排出 資源物：無料 粗大ごみ：1個につき600円 大型粗大ごみ：1個につき1,200円 棒状・板状等粗大ごみ：1個につき300円（3個まで1点扱い）
<b>粗大ごみ</b>				
大型粗大ごみ（一辺1m以上の条例で定める8品目）	予約制戸別収集	1個につき1,200円	予約制戸別収集	1個につき1,200円
	予約制持ち込み	1個につき600円		
粗大ごみ（一辺50cm以上）	予約制戸別収集	1個につき600円	予約制戸別収集	1個につき600円
	予約制持ち込み	1個につき300円		

## 棒状・板状等粗大ごみとして扱うこととする品目

\* 現行棒状・板状のため臨時ごみとして扱っている品目  
(50 cm以上で燃やすごみとして扱っている品目を含む)

品目	説明
ものほし竿(金属製)	長さ100cm 以上
ものほし竿(木製)	長さ 50 cm以上
木刀	長さ50cm 以上
定規(木製)	長さ 50cm 以上
定規(プラ製)	長さ100cm 以上かつ他の辺 10cm 未満
定規(金属製)	長さ100cm 以上かつ他の辺 10cm 未満
カーテンレール (木製)	長さ 50cm 以上
カーテンレール (金属製)	長さ100cm 以上
竹刀	長さ50cm 以上
木材(板、角材等)	長さ50cm 以上
釣り竿	長さ 50cm 以上
園芸用支柱(金属製)	長さ100cm 以上
園芸用支柱(プラ製)	長さ100cm 以上
ゲートボールのクラブ・ステ ィック(金属製)	長さ100cm 以上

品目	説明
魚とり網(木製)	長さ 50cm 以上
魚とり網(金属製)	長さ100cm 以上
刈込バサミ	長さ100cm 以上
剪定バサミ	長さ100cm 以上
高枝バサミ	長さ100cm 以上
ひしゃく(金属製)	長さ100cm 以上
ひしゃく(プラ製)	長さ100cm 以上
ひしゃく(木製)	長さ 50cm 以上
虫とりあみ(金属製)	長さ100cm 以上
つっぱり棒(プラ製)	長さ100cm 以上
つっぱり棒(金属製)	長さ100cm 以上
板ガラス	長さ50cm 以上かつ他の1辺3cm未満
ベニヤ板	長さ50cm 以上
トタン板(金属製)	長さ50cm 以上
波板(樹脂製)	長さ 50 cm以上

品目	説明
バット(木製)	長さ 50cm 以上
風呂のふた(木製)	長さ50cm 以上
ほうき(木製)	長さ50cm 以上
モップ(木製)	長さ50cm 以上
虫取り網(木製)	長さ50cm 以上
すだれ(木製)	長さ 50 cm以上
ラケット (カーボン・プラ製・木製)	長さ50cm 以上



\* 現行排出する際に危険を伴うため臨時ごみとして扱っている品目

品目	説明
中身入りスプレー	—
中身入りガスボンベ (カセット式)	—
大量中身入りペンキ缶 (固まっていないもの)	—
中身入りライター	—
除湿器 (フロンガス入り)	—